

防災ボランティア活動の環境整備に向けた 内閣府防災担当の取組



↑平成22年版防災白書(写真提供)阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター



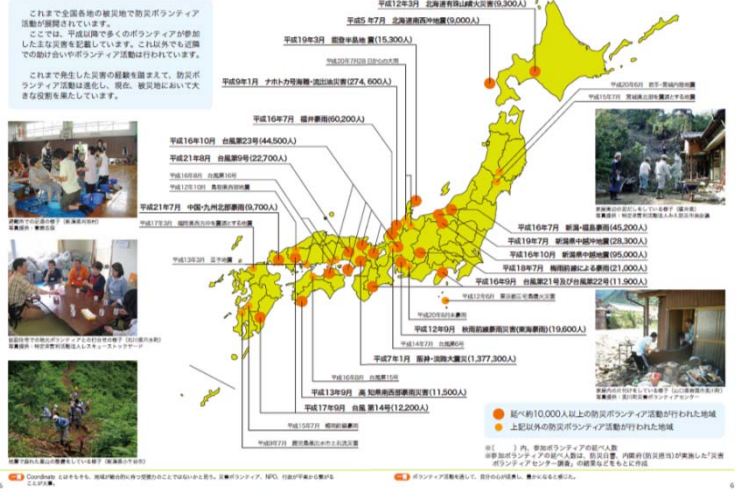
↑家屋内外の片付け(宮城県)



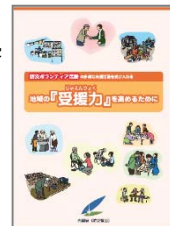
「防災とボランティアのつどい」→

←「防災ボランティア活動検討会」

近年の防災ボランティア活動の被災地でのあゆみ



↑
防災ボランティア活動の多様な支援活動を受け入れる
「地域の『受援力』を高めるために」
→

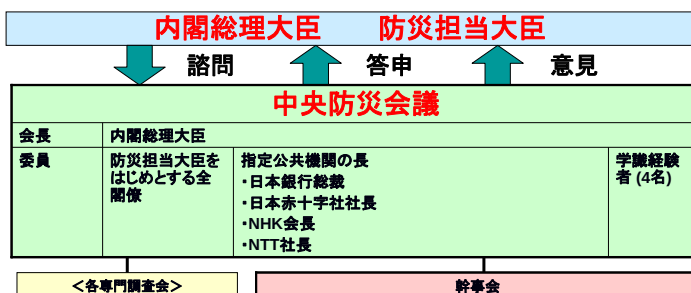


我が国の防災体制と防災ボランティア活動の環境整備

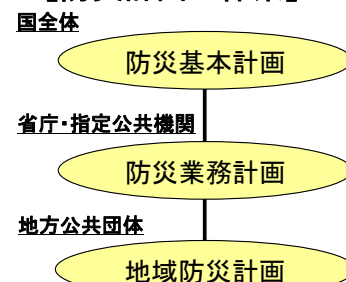
我が国では、地震、豪雨など様々な自然災害が発生しています。我が国の防災体制を定めている「災害対策基本法」に基づき「中央防災会議」が設置されています。ここでは総合的な防災対策を推進する役割を担い、発生した課題の解決のために「防災基本計画」などの充実を絶えず行っています。

平成7年1月の阪神・淡路大震災を受けて、災害対策基本法には国及び地方公共団体は「ボランティアによる防災活動の環境整備」に努める責務が規定されるとともに、防災基本計画には、「防災ボランティア活動の環境整備」に係る内容が明記され、国及び地方公共団体は、ボランティア団体等との連携により、円滑な防災ボランティア活動が行えるように平時から環境整備を推進することが記載されています。(次頁参照)

【中央防災会議】



【防災計画の体系】



ボランティアの活躍

阪神・淡路大震災の直後より、全国から数多くのボランティアが被災地へと駆けつけ、延べ130万人超の方々が、各種のボランティア活動に参加しました。この活動は、多くの市民に勇気と希望を与え、復興の大きな原動力となり、平成7年は「ボランティア元年」と言われています。

一方で、全てのボランティア活動が円滑に行われたわけではなく、様々な課題も浮き彫りとなりました。

これらの経験から、防災ボランティア活動の環境整備の必要性が認識されました。

災害対策基本法及び防災基本計画における防災ボランティア活動の環境整備の位置づけ

我が国の災害対策の法体系においては、**防災ボランティア活動の環境整備に関することが、災害対策基本法及び防災基本計画に位置づけられています。**

災害対策基本法

第8条 2項 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(一～十二省略)

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備
その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

防災基本計画

第1編 総則 第2章 防災の基本方針

○周到かつ十分な災害予防

国民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等

○迅速かつ円滑な災害応急対策

ボランティア、義援物資・義援金、海外からの支援の適切な受入れ

第2編 震災対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

○地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

○国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

第2章 災害応急対策 第12節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

○国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

「防災とボランティアの日」と「防災とボランティア週間」

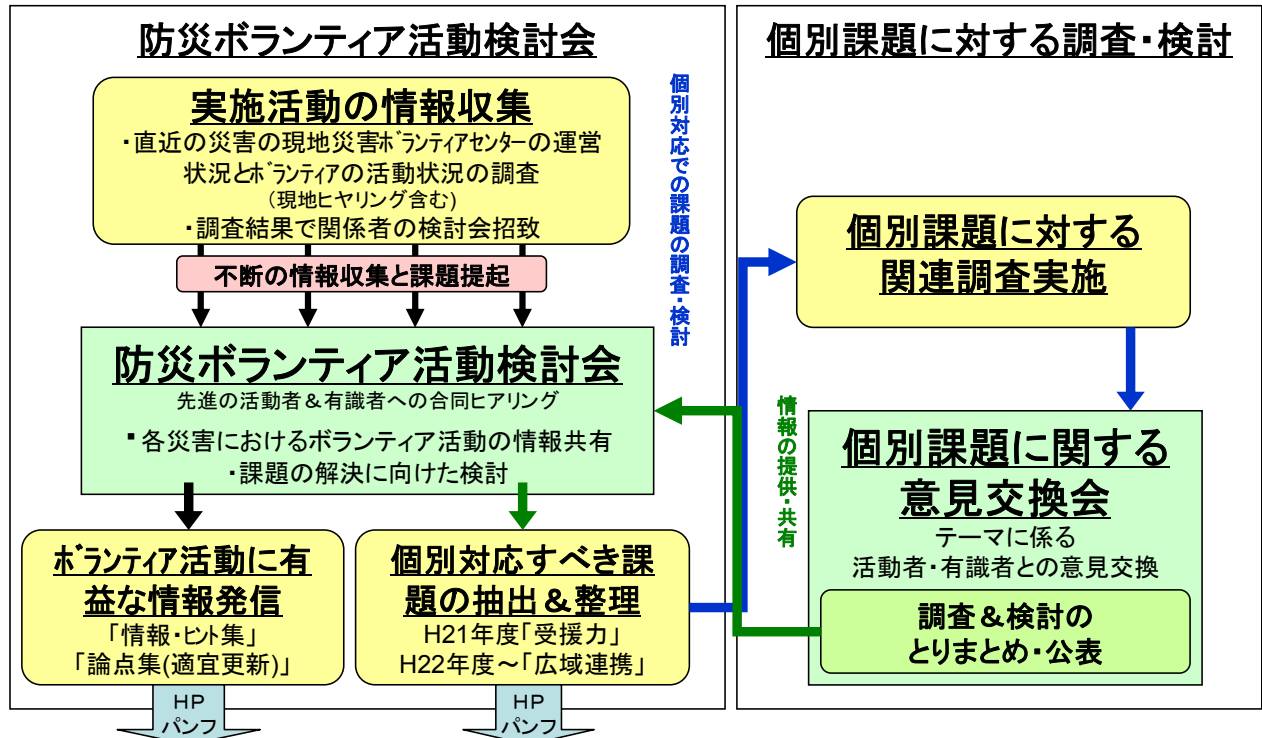
平成7年1月17日の「阪神・淡路大震災」を契機に、防災ボランティア活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図るため、「防災とボランティア週間」（毎年1月15日から21日まで）及び「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）が、閣議了解（平成7年12月15日）により設けられています。

これに合わせ、毎年災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための講演会、講習会、展示会等の行事が、国、地方公共団体、関係団体等の緊密な協力のもと全国的に実施されています。

内閣府における防災ボランティア活動の環境整備についての取組体制

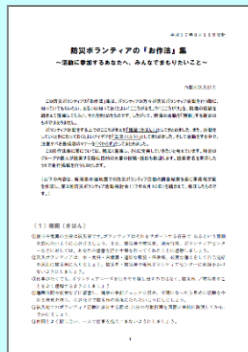
内閣府では、防災ボランティア活動の環境整備のため、活動者や有識者メンバーで構成する「防災ボランティア活動検討会」を開催し、活動上の課題認識や解決に向けた論点等を取りまとめ情報発信を行っています。そして、より専門的な個別課題については、別途調査や検討を行い、検討会へのフィードバックするとともに情報の提供を積極的に行っています。

内閣府の防災ボランティア活動の環境整備の施策(イメージ)



防災ボランティアの団体、支援機関(社会福祉協議会等)、地方公共団体、自治会等の地域のリーダー、市民等
→先進事例、課題、解決ヒントの共有

防災ボランティア「お作法」集



↓活動者への情報提供

防災ボランティア活動の情報・ヒント集



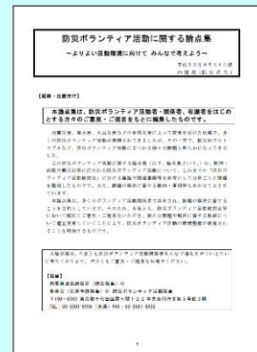
↓ボランティアセンター
設立・運営、安全衛生
などの情報提供

地域の『受援力』を 高めるために



↓ボランティアを受入れる
地域等への情報提供

防災ボランティア活動に関する論点集



↓最新の論点の発信
(随時更新)

活動参加者向け、運営者向け、ボランティア受入側向けと多様な情報提供を展開中

内閣府の防災ボランティア活動の環境整備に向けた主な取組

①情報、課題等の収集・整理・提供

- ◆防災ボランティアの活動者や有識者などをメンバーとする「防災ボランティア活動検討会」を開催し、活動に関する課題解決のための検討を行うとともに、各種情報発信を実施
- ◆被災地に設置された災害ボランティアセンターに対して、現地調査やアンケート等を行うことで、活動の課題や実態等の把握を実施

②防災ボランティア活動交流の支援

- ◆防災ボランティア関係者をはじめ、広く一般の方々における交流、意見交換、ワークショップなどを中心とする「防災とボランティアのつどい」を開催（防災とボランティア週間に関連して実施）
- ◆防災とボランティア週間に関する各種取組等をホームページに取りまとめて情報提供

③個別課題に関する調査・検討

- ◆平成22年度は、「大規模地震災害時における防災ボランティア活動の広域連携」について調査及び検討を実施

内閣府 「防災とボランティア」ホームページのご紹介



The screenshot shows the 'Disaster Information' page of the Cabinet Office. Key sections highlighted with red boxes and arrows include:

- 防災とボランティア** (Disaster and Volunteering) section, which contains:
 - 国や地方公共団体では、災害による被害を予防するため、また、被害の拡大を防ぐため、ボランティアによる防災活動の環境整備など自発的な防災活動が促進されるよう、さまざまな取り組みが行われています。
 - 実施中の防災ボランティア活動など
 - 防災とボランティアの日・防災とボランティア週間
 - ・内閣府の取組
 - ・指定行政機関の取組
 - ・地方公共団体及び関係機関・団体等の取組
 - 防災ボランティア活動環境整備に向けた取組
 - 平成22年度
 - 第12回防災ボランティア活動検討会
 - 平成21年度
 - 第11回防災ボランティア活動検討会
 - 平成21年度防災とボランティアのつどい
 - 第10回防災ボランティア活動検討会
 - 平成20年度
 - 第9回防災ボランティア活動検討会
 - 平成20年度防災とボランティアのつどい
 - 第8回防災ボランティア活動検討会
 - 平成19年度以前
 - 参考資料集
 - バンフレット「防災ボランティア活動の多様な支援活動を受け入れるへ地域の『受援力』を高めるために」
 - 防災ボランティア活動に関する論点集 (PDF: 334KB)
 - 防災ボランティア活動の情報・ヒント集
 - ボランティアセンター運営様式集
 - 防災ボランティア活動の状況把握

防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/volunteer/index.html>

「防災ボランティア活動検討会」
「防災とボランティアのつどい」
※各回の検討資料を掲載

各種提供資料へのリンク



問合せ先

内閣府(防災担当)
防災ボランティア活動担当
〒100-8969
東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館3階
Tel: 03-3501-6996(直通)